

第2次食育推進計画策定に向けた見直しに係る方向性について

《 社会情勢の変化 》

- 東日本大震災の発生及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質汚染問題により、本市の農業や漁業をはじめ、広範囲に亘り、根強い風評被害が続いているなど、市民生活や本市の市政運営にあたり、大きな影響を及ぼしている。
- 少子高齢化の進行・核家族数の増加・単身者の増加・経済的格差の拡大等により、様々な視点からの食育推進を展開する必要性が生じている。

1 第1次計画期間における課題と対応方針(※ 本市「基本的な施策」毎に整理)

【参考】 国の第2次食育推進基本計画における重点課題

- 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

(1) 家庭における食育の推進

ア 第1次計画期間における課題

- 生活習慣病の増加や低栄養予防の観点から、特に、高齢者や生活習慣が不規則になりがちな、単身者(特に男性)に対する支援が必要であること
- 子どもに対しても、生活習慣病の予防及び改善に係る支援が必要であること
- 朝食の欠食に関すること、また、朝食を摂取する場合であっても、その食事内容や孤食の状況などを把握する必要があること
- 食育において重要な役割を担ってきた家庭機能の低下等により、食文化の継承が薄れつつあること

イ 第2次計画期間における重点課題

- 子どもを含めた生活習慣病等の予防及び改善に向けた支援に関すること
- 朝食の欠食に関すること(※ 摂取している場合であっても、その食事内容を把握)
- 食文化の継承に関すること

ウ 重点課題への対応方針

- 市役所出前講座・食育教室等の事業実施を通じた、正しい知識と理解促進を図るための情報提供の充実
- 関係課等で実施する事業の更なる充実
- 市モデル事業を活用した新たな枠組みでの事業構築についての検討

(2) 学校・保育所等における食育の推進

ア 第1次計画期間における課題

- 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率が全国を上回っている年齢が多いこと

イ 第2次計画期間における重点課題

- 肥満傾向児・痩身傾向児への食育の観点からの支援に関すること

ウ 重点課題への対応方針

- 市モデル事業を活用した新たな枠組み(人材育成等)での事業構築についての検討
- 関係課等が実施する事業の連携等についての検討

(3) 地域における食育の推進

ア 第1次計画期間における課題

- 各種イベント等において、サポーターとして活動する人材の育成が必要であること

イ 第2次計画期間における重点課題

- 食育に関連した人材育成に関すること

ウ 重点課題への対応方針

- 市モデル事業を活用した新たな枠組みでの事業構築についての検討
- 関係課等が実施する事業の連携等についての検討

(4) 農林水産とのふれあい、地産地消の推進や食文化の伝承と振興

ア 第1次計画期間における課題

- 風評被害の払拭等の観点からも、さらなる地産地消の推進が必要となっている一方で、市民の放射能物質による農作物等への影響に対する不安解消が必要となっていること

イ 第2次計画期間における重点課題

- 風評被害払拭に向けた取り組みを積極的に実施しながらの地産地消の推進に関すること

ウ 重点課題への対応方針

- 消費者の信頼回復に向け、放射性物質に係る検査体制の継続した構築と迅速な結果公表に努めるとともに、様々な広報媒体を活用した情報提供や各種事業の開催を通じた、正確な知識と理解を深めてもらうための機会の提供を図る。

(5) 食の安全・安心の理解と促進、環境との共生

ア 第1次計画期間における課題

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質汚染問題により、さらなる食品等の安全・安心に関する理解促進を図るための支援が必要となっていること

イ 第2次計画期間における重点課題

- 安全・安心に関する理解促進を図るため、市民等とのリスクコミュニケーションの推進に関すること

ウ 重点課題への対応方針

- 放射性物質に係る検査体制の継続した構築と迅速な結果公表に努める。また、市民等とのリスクコミュニケーションを図る観点から、市役所出前講座等を通して、放射性物質の影響等に関する正確な知識と理解を深めてもらうための機会の提供を図る。

※ 「別添資料1」について

平成 25 年1月8日付『計画第4章「施策の展開」の見直しについて』市内推進会議等を通し照会したところですが、その回答内容の一部を調整させていただいたことから、この度の会議開催の機会を受けて、調整内容について、議事案件として諮るもの。

2 放射性物質に関する本計画策定方針

「食の安全・安心」におけるリスクコミュニケーションの観点から、その時点における食を取り巻く放射能問題の正しい情報の提供に努めること」を掲げていることから、

- ① 食品等への放射性物質の影響等に関する迅速かつ正確な情報提供、
 - ② 放射性物質の影響等に関する正確な知識と理解を深めてもらうための、市役所出前講座等を通じた、市民等とのリスクコミュニケーションの実施、
 - ③ 情報提供の一環として、原発事故後の影響により、本市が抱えている風評被害等・それに関わる対応状況についての情報提供、
- を基本的な柱として、計画の見直しに反映させることで調整していきたい。

3 今後について

平成 25 年度については、「食育推進状況に係る事業評価」及び「市民アンケート調査」を実施し、市民からの視点、あるいは、関係課等において実施してきた食育関連事務事業の評価(「別添資料2」)を通じた第1次計画期間における課題等の抽出を行い、また、併せて、本市食育の推進状況を総括的に判断するなど、上記に掲げる方向性のさらなる充実を図るとともに、第2次計画期間における計画の推進にあたっての目標値の設定を行う。

- ※ 平成 25 年度「第2次市食育推進計画」策定事業スケジュールについては、「別添資料3」のとおり。

市食育推進計画「施策の展開」見直しに係る庁内推進会議等意見及びその調整内容(案)について

別添資料1

基本的な施策	施策の方向性	施策の展開名(現行:第1次計画)	見直し等 有・無	見直し(案)		事務局調整(案)	照会 様式	
				施策の展開名 新(担当課等(案))	事業概要			
					旧(現行)			新(担当課等(案))
1 家庭における食育の推進	(1) 望ましい食習慣の確立	1) 子どもや家族を対象とした食育教室等の開催	有	1) 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進	「孤食」は体に悪影響を及ぼすだけでなく、子どもたちの精神面にも悪影響を与えます。家族そろっての食事の楽しさや正しい食事の仕方、食事づくりの楽しさについて、「いわきっ子・いきいき健やか食育教室(幼児期・学童期)」の開催やさまざまな食育事業、市役所出前講座等を通じて、栄養の情報や食の体験の機会を積極的に提供します。	「孤食」は体に悪影響を及ぼすだけでなく、子どもたちの精神面にも悪影響を与えます。家族そろっての食事の楽しさや正しい食事の仕方、食事づくりの楽しさについて、「いわきっ子・いきいき健やか食育教室(幼児期・学童期)」の開催やさまざまな食育事業、市役所出前講座等を通じて、栄養の情報や食の体験の機会を積極的に 提供し、家庭における共食を通じた食育の推進を図ります。	原案のとおり調整。	1-1
		2) 「早寝 早起き 朝ごはん」の推進	有	—	「朝食の大切さ」を見直すために、食育教室、市役所出前講座、食育インフォメーション等を通じて、朝ごはんがなぜ大事か、朝ごはんを食べることの体への影響と簡単な朝食の作り方についての知識や情報を積極的に提供し、「早寝 早起き 朝ごはん」を推進します。	「朝食の大切さ」を 意識付け、朝食を食べる人の割合を高めるために 、食育教室、市役所出前講座、食育インフォメーション等を通じて、朝ごはんがなぜ大事か、朝ごはんを食べることの体への影響と簡単な朝食の作り方についての知識や情報を積極的に提供し、「早寝 早起き 朝ごはん」を推進します。	原案のとおり調整。	1-2
		3) ライフステージに応じた食育教室の開催	有 (事務局調整)	—	生活習慣病の発症は大人だけの問題ではなく、子どもにもみられるようになりました。生活習慣病を予防する意味からも「食育」は大切なことから、「食べ物を選択できる能力」「食べ物の大切さを知る能力」「味がわかる能力」「自分で料理できる能力」について、ライフステージ毎の「食育」を通して積極的に知識や情報を提供します。	生活習慣病の発症は大人だけの問題ではなく、子どもにもみられるようになりました。生活習慣病を予防する意味からも「食育」は大切なことから、「 食べ物の選択や食事づくりができる力」「食事の重要性や楽しさを理解する力」「心と身体の健康を維持できる力」「一緒に食べたい人がいる[社会性]」「感謝の心」 等について、ライフステージに応じた「食育」を通して積極的に知識や情報の提供に 努めるとともに、特に若い世代が自ら「食」に興味をもつことができるよう、食育に関連した教室を開催するなど、「食」について学ぶ機会を積極的に提供します。	3) ライフステージに応じた食育関連事業の実施 生活習慣病の発症は大人だけの問題ではなく、子どもにもみられるようになりました。生活習慣病を予防する意味からも「食育」は大切なことから、「食べ物の選択や食事づくりができる力」「食事の重要性や楽しさを理解する力」「心と身体の健康を維持できる力」「一緒に食べたい人がいる[社会性]」「感謝の心」等について、ライフステージに応じた「食育」を通して積極的に知識や情報の提供に 努めます。また、特に若い世代に対して、自らが「食」に興味をもつことができるよう、「食育教室」等の開催など、食育に関連した事業の実施を通じて、「食」について学ぶ機会を積極的に提供します。	1-3
		4) 食事バランスガイドの普及啓発	有	—	栄養バランスのとれた「主食・主菜・副菜・汁(1汁・2菜)」という日本食の伝統的な食事の形態や地元産の食材を利用した料理について「いわきっ子・いきいき健やか食育教室(幼児期・学童期)」「親子料理教室」「父と子の料理教室」「市役所出前講座」「メタボ予防教室」等において、「食事バランスガイド」や「ランチョンマット」等を活用し、楽しく参加しながら学べるよう配慮します。	栄養バランスが優れ、地域で生産される豊かな食材を生かした日本型食生活「主食(ごはん)・主菜・副菜・汁(1汁・2菜)」 について、「いわきっ子・いきいき健やか食育教室(幼児期・学童期)」「親子料理教室」「 父と子の料理教室 」「市役所出前講座」「メタボ予防教室」等の 場において 、「食事バランスガイド」や「ランチョンマット」等を活用し、楽しく参加しながら学べるよう 配慮するなど、自ら実践したくなる「楽しい健康づくり」を創出します。	原案のとおり調整。	1-4
		5) 栄養改善の食生活の普及	有 (事務局調整)	5) 生活習慣病の予防及び改善につながる食生活の普及	市民一人ひとりが普段の生活において栄養のバランスを理解し、望ましい食習慣を確立し、栄養改善に向けた取組みができるよう、パンフレット等により普及啓発を行います。	市民一人ひとりが普段の生活において栄養のバランスを理解し、望ましい食習慣を確立し、 食生活の改善 に向けた取組みができるよう、「 食育教室」「市役所出前講座」「メタボ予防教室」等を通じて普及啓発を行います。	市民一人ひとりが普段の生活において栄養のバランスを理解し、 望ましい食習慣を確立し、食生活の改善 に向けた取組みができるよう、「食育教室」「市役所出前講座」「メタボ予防教室」等の 開催など、食育に関連した事業の実施 を通じて普及啓発を行います。	1-5
		6) 口腔機能の維持・向上	無	—	市民一人ひとりが、生涯にわたっておいしく食事をとることができるよう、その基本となる口腔機能の維持・向上を図るため、「歯やお口の健康相談」や「歯周病予防相談」等を実施し、歯を大切にするとともに、よく噛んで食べる習慣を身につけるための取組みを推進します。	—	原案のとおり調整。	1-6
		7) 高齢者等に対する低栄養改善のための教室の開催	無	—	低栄養状態のおそれのある高齢者等に対し、管理栄養士による個別の栄養相談を実施し、対象となる方本人による栄養改善のための計画づくりとその取組みを支援します。 また、低栄養の改善は、口腔機能との関連が深いことから、栄養改善のための食べ方や摂食、嚥下機能を含めた口腔機能の維持・向上についての健康教育を実施します。	—	原案のとおり調整。	1-7
		8) 配食サービスの実施	無	—	心身の障がいにより食事の調理が困難な障がい者や一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯等に対し、居宅を訪問して栄養バランスのとれた食事を定期的に提供することにより、自立促進、生活の質の確保、介護予防、安否の確認を図ります。	—	原案のとおり調整。	1-8
	(2) 妊産婦や乳幼児に対する食育の推進	9) 母子の健康保持増進と出産への支援	無	—	母子の健康の保持増進や健やかな出産を支援するため、「プレママ・プレパパクラス」「離乳食教室」「いわきっ子・いきいき健やか食育教室(幼児期)」の開催や「市役所出前講座」等、また、電話・窓口による栄養指導・食事相談等により、妊産婦や子育てを行う両親への栄養や食生活等の支援をする機械を提供します。 また、あらためて母乳育児の大切さを見直し、その促進を図るため、必要な情報の提供や支援を行います。	—	原案のとおり調整。	1-9
		10) 楽しんで食育 てができる情報の提供等	無	—	家庭において「前向きに」「楽しんで」「安心して」食育てができるよう、各食育教室において、適切な情報の提供や仲間づくり等に配慮します。 また、食物アレルギーの子どもが健やかに成長できるよう支援を行います。	—	原案のとおり調整。	1-10
		11) 3) 幼児のむし歯予防に向けた取組み	無	—	生涯にわたって口腔機能を維持していくためには、幼児期からの取組みが重要なことから、「歯ピカリ教室」や乳幼児健診時における健康相談等を通して、幼児やその保護者に対する普及啓発を図るとともに、むし歯予防に有効な「フッ化物塗布」を実施するなど、幼児期からのむし歯予防に向けた取組みを推進します。	—	原案のとおり調整。	1-11

市食育推進計画「施策の展開」見直しに係る庁内推進会議等意見及びその調整内容(案)について

別添資料1

基本的な施策	施策の方向性	施策の展開名(現行:第1次計画)	見直し等 有・無	見直し(案)		事務局調整(案)	照会 様式		
				施策の展開名 新(担当課等(案))	事業概要				
					旧(現行)			新(担当課等(案))	
1 家庭における 食育の推進	(3) 食に対する感謝 の気持ちの涵養	12 1) 農林水産業・食物への感謝の気持ちの醸成	有	—	農林水産業や農産物・畜産物・水産物等への感謝の気持ちをより一層深めていただくため、親子農業体験教室「わくわくアグリ教室」の開催など、種まきから収穫、そして調理方法を学ぶ機会を提供します。	農林水産業や農産物・畜産物・水産物等への感謝の気持ちをより一層深めていただくため、親子農業体験教室「わくわくアグリ教室」の開催など、種まきから収穫、そして調理方法を学ぶ機会を提供します。	原案のとおり調整。	1—12	
		13 2) バランスのとれた食習慣の推進	有 (事務局調整)	—	食生活の変化に伴い、肉などを中心とした食生活が主流となりつつあります。嫌いな野菜を上手に調理する方法を身につけていただくため、「おいしく食べる野菜教室」の開催など、その調理方法を学ぶ機会を提供します。	食生活の変化に伴い、肉などを中心とした食生活が主流となりつつあります。「食育教室」市役所出前講座「メタボ予防教室」等において、野菜を摂取する意義や嫌いな野菜をおいしく調理する方法等について、積極的に知識や情報、調理体験の機会を提供します。	食生活の変化に伴い、肉などを中心とした食生活が主流となりつつあるため、「食育教室」市役所出前講座「メタボ予防教室」等の開催など、食育に関連した事業の実施を通じて、野菜を摂取する意義や嫌いな野菜をおいしく調理する方法に関する知識や情報、また、調理体験の機会を積極的に提供します。	1—13	
		14 3) 学校等との連携による子どもたちへの食に対する意識の醸成	無	—	各家庭において、学校等の食育の授業等で学んだことを実践する機会を十分に生かしていただくことで、子どもたちの食事のあいさつの習慣化や「もったいない」という気持ちの醸成を図ります。	—	原案のとおり調整。	1—14	
	(4) 男女共同参画を 踏まえた食育の推進		15 1) 男女共同参画意識の醸成	無 ↓ 有 (事務局 総合 調整)	—	地域で暮らす誰もが地域の一員として平等であり、それぞれが互いに尊重しあう社会であることが、食育を推進する上でとても重要です。そのため、男女という性別に関わらず、食生活の自立が図られるよう、家庭における食事のしつこくや子育てに対して、男女がともに関心を深め、積極的に参加しやすい環境を整備するなど、男女共同参画の意識を高める取組みを推進します。	(※ 1—16との整合性について注視)	地域で暮らす誰もが地域の一員として平等であり、それぞれが互いに尊重しあう社会であることが、食育を推進する上でとても重要です。そのため、男女という性別に関わらず、食生活の自立が図られるよう、家庭における食事のしつこくや子育てに対して、男女がともに関心を深め、積極的に参加しやすい環境を整備するため、男性の食育への理解促進の観点から、男性が「男の料理教室」等、食を楽しむ体験を通じて、栄養や食事の作り方を習得する機会を積極的に提供するなど、男女共同参画の意識を高める取組みを推進します。	1—15
			16 2) 男性が楽しむ機会等の提供	有	—	男女共同参画の観点から、「男の料理教室」や「父子料理教室」の開催など、男性が、食を楽しむ体験を通じて、栄養や食事の作り方を習得する機会を積極的に提供し、男性の食育への理解の増進を図ります。	※ 現在の男女共同参画における考えから、あえて男性に固執することなく、施策の展開「男女共同参画意識の醸成」において、総合的に事業を展開することが望ましいと考える。「男性が楽しむ機会等の提供」を「男女共同参画意識の醸成」の一環として事業展開。）	施策の展開「男性が楽しむ機会等の提供」については、事業内容の一部を「男女共同参画意識の醸成」に統合することで調整。 ⇒ ※ 「男性が楽しむ機会等の提供」は削除。	1—16
			17 3) イベント等開催時の配慮	無	—	食育に関するイベント等を開催する際には、開催日程をはじめ、小さな子どもを預かる「託児スペース」の設置など、家族がそろって参加しやすいよう配慮します。	—	原案のとおり調整。	1—17
			18 1) 小中学校の食育全体計画に基づく食育の推進	無	—	小・中学校においては、食育推進コーディネーター(※1)を明確に位置づけ、その教職員が中心となり食育全体計画を策定し、教育課程の中でどのように食育を行っていくか系統的に位置づけ、全職員で食育の計画に基づく活動を組織的かつ円滑に展開します。	—	原案のとおり調整。	1—18
2 学校・保育所等 における食育の 推進	(1) 子どもの発達段階 に応じた食育の推進	19 2) 学童期における食育の推進	無	—	各小・中学校が、関連教科(家庭科・社会科・保健体育科等)、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、教育活動全体と関連させながら年間指導計画を作成し、計画的・継続的に食育に取り組めます。また、その際、学校栄養教諭・栄養職員の活用も積極的に図っていきます。	—	原案のとおり調整。	1—19	
		20 3) 保育所・幼稚園における食育の推進	無	—	保育所・幼稚園においては、乳幼児期の発育、発達個人差が大きいことを考慮し、一人ひとりの発達段階に応じた食事の提供及び食に関する適切な指導に努めます。また、保育中での遊びに、食育に関わる絵本やカルタ、お店屋さんごっこ、レストランごっこ等を取り入れたり、野菜等の栽培体験、調理体験を行ったりするなど、楽しく食に関わることを通じて、子どもたちが、食への関心を高め、食を営む力の基礎を培うことができるよう支援します。	—	原案のとおり調整。	1—20	
		21 4) 発達段階に応じた食育体験の推進	無	—	保育所・幼稚園・学校の子どもたちが発達段階に応じて、進んで食に関わる活動ができるように、豊かな食育体験を推進します。その一つとして、小・中学校においては、「ふれあい弁当デー」(※2)と連携した取組みを推進し、子どもたちの発達段階に応じ、自分の弁当づくりにたずさわる機会を設けることによって、自ら進んで、「食」に関わる児童生徒の育成を図っていきます。	—	原案のとおり調整。	1—21	
		22 5) 発達段階ごとの実態把握	無	—	保育所・幼稚園・学校において、子どもたちの食生活等の実態調査を実施し、それぞれの課題に応じた食育の充実にも努めます。	—	原案のとおり調整。	1—22	
		23 6) 食物アレルギー児への支援	有	—	集団生活の場での食物アレルギー児への支援を推進します。	学校生活管理指導表等を活用して、集団生活の場での食物アレルギー児への支援を促進します。	原案のとおり調整。	1—23	

市食育推進計画「施策の展開」見直しに係る庁内推進会議等意見及びその調整内容(案)について

別添資料1

基本的な施策	施策の方向性	施策の展開名(現行:第1次計画)	見直し等 有・無	見直し(案)		事務局調整(案)	照会 様式	
				施策の展開名 新(担当課等(案))	事業概要			
					旧(現行)			新(担当課等(案))
2 学校・保育所等 における食育の 推進	(2) 保護者への 普及啓発	24 1) 保育所における普及啓発	有 (事務局 調整)	—	保護者に対し、食に対する関心や理解を深めていただくため、給食日より、健康日より、食育ニュース等で情報提供をしていくとともに、食事量やバランスの良い食事を実際の給食で確認できるよう、保育所給食のサンプルを展示したり、保育参観、保護者参加による調理実習、交換給食(試食会)、食に関する講習会等を開催するなど、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の啓発を図ります。また、保護者に対しアンケート調査を実施し、その結果を保護者各位に通知及び市のホームページ公表するとともに、保護者の食に対する意識などを踏まえながら、必要な情報を提供します。 また、保育所を利用する地域の子育て家庭に対しても、保護者支援の観点から、保育所で実施したアンケート調査結果を市のホームページで公表するなど、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の啓発を図ります。	保護者に対し、食に対する関心や理解を深めていただくため、給食日より、健康日より、食育ニュース等で情報提供をしていくとともに、食事量やバランスの良い食事を実際の給食で確認できるよう、保育所給食のサンプルを展示したり、保育参観、保護者参加による調理実習、交換給食(試食会)、食に関する講習会等を開催するなど、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の啓発を図ります。また、保護者に対しアンケート調査を実施し、その結果を保護者各位に通知するなど、保護者の食に対する意識などを踏まえながら、必要な情報を提供します。 また、保育所を利用する地域の子育て家庭に対しても、保護者支援の観点から、保育所で実施したアンケート調査結果を市のホームページで公表するなど、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の啓発を図ります。	1—24	
		25 2) 幼稚園における普及啓発	無	—	幼稚園で発行している園だよりに食についてのコーナーを設け、野菜の栽培・収穫体験等を通して食に関心を持った園児の様子、行事食の内容や行事の意味、園児が食べている様子等についてお知らせします。特に、園児一人ひとりの食についての実態・様子については、直接保護者の方々に伝えていきます。 また、栄養士を活用した講演会を行ったり、保育参観の時に、教師が園児にとって望ましい食生活等について話をしながら、保護者に対して食に関する正しい知識や望ましい食習慣の啓発を図ります。	原案のとおり調整。	1—25	
		26 3) 学校における普及啓発	無	—	食育だより・学級だより等を通して、児童・生徒の「食育」の学習状況や家庭での継続的な食育への取り組み、さらには児童の実態や問題点等についてお知らせし、各家庭における「食育」の大切さや必要性についての普及啓発を図ります。 また、保護者対象の食についての講演会を実施したり、給食試食会等の際に栄養に関するお話をしたりすることで、望ましい食習慣の啓発を図ります。 さらに、発達段階に応じて、親子で食について取り組む体験活動(「ふれあい弁当デー」等の取り組み)を通して、児童の実態や様子を保護者に知らせ、家庭での食育の取り組みに生かしていけるようにします。	原案のとおり調整。	1—26	
		27 4) 学校給食における普及啓発	有 (事務局 調整)	—	給食だより・栄養だよりなどにより全家庭に直接、情報提供するとともに、食育講演会・料理教室・学校給食共同調理場見学などを通じ、具体的な食育の普及啓発を行います。	子どもたちの豊かな心と体をはぐむために、「ひと・食・環」をコンセプトとして、学校と学校給食共同調理場において家庭や地域と連携を図りながら、「つくる」「広げる」「触れる」「支える」をテーマとした様々な事業に取り組みます。 給食だより・栄養だよりなどにより全家庭に直接、情報提供するとともに、食育講演会・料理教室・学校給食共同調理場見学などを通じ、具体的な食育の普及啓発を行います。	子どもたちの豊かな心と体をはぐむために、「ひと・食・環」をコンセプトとして、学校と学校給食共同調理場において家庭や地域と連携を図りながら、「つくる」「広げる」「触れる」「支える」をテーマとした様々な事業に取り組みます。 また、給食だより・栄養だよりなどにより全家庭に直接、情報提供するとともに、食育講演会・料理教室・学校給食共同調理場見学などを通じ、具体的な食育の普及啓発を行います。	1—27
	(3) 給食を通した 食育の推進	28 1) 保育所の給食における食育の取り組み	有 (事務局 調整)	—	●保育の一つの柱として食育の計画を策定し、給食を食育の媒体とし、食事のバランス、食事量などを体験すること、配膳、片付けに関わること、あいさつ、食事のマナーなどを身につけることなど、楽しい食事の中から食を営む力の基礎を培うことができるよう支援します。 ●食物アレルギー児等に対しても除去食、代替食など可能な限りの対応をし、今後の食生活の自信と自立心を、また、周囲の子どもたちには思いやりの心を養うことを図り、食が健康を維持、増進させることを認識できるよう努めます。 ●郷土料理や行事食など特色ある献立を取り入れるとともに、可能な限り地元産の食材を活用した給食の提供に努めます。また、食材となる農産物の栽培や、保護者や地域の方々との交流給食など、さまざまな体験ができるよう取り組みます。	●東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の食材への影響が不安視される中、放射性物質検査を行い、その結果を市のホームページなどを通して、保護者に情報を提供しながら、給食における地産地消を推進し、食育体験活動を通して生産・流通等を知ることから、食に関わる人たちへの感謝の気持ちを育みます。	1—28	
		29 2) 学校給食における食育の取り組み	有 (事務局 調整)	—	●学校給食共同調理場ごとに郷土料理や行事食など特色ある献立を取り入れ、献立紹介・食材の情報提供・食の実態調査等を行い、家族や地域との密接な連携を図ります。 ●保護者や地域の方との交流給食を通じ、学校給食への理解と協力を得るとともに、よりよい給食の提供に取り組めます。 ●学校給食における食物アレルギーへの対応については、学校と家庭の連携・協力のもとに行っており、各家庭に配付する献立表にアレルギー表示をするとともに、必要に応じて原材料の詳細を提示します。また、牛乳・乳製品や小麦粉によるアレルギーの場合には、個別の対応を行います。 ●給食における地産地消を推進し、食育体験活動を通して生産・流通等を知ることから、食に関わる人たちへの感謝の気持ちを育みます。 ●献立の工夫により、給食の食物残渣の減量を図るとともに、今後リサイクルに取り組むための調査等を行います。	●学校給食共同調理場ごとに郷土料理や行事食など特色ある献立を取り入れ、献立紹介・食材の情報提供・食の実態調査等を行い、家族や地域との密接な連携を図ります。 ●保護者や地域の方との交流給食を通じ、学校給食への理解と協力を得るとともに、よりよい給食の提供に取り組めます。 ●学校給食における食物アレルギーへの対応については、学校と家庭の連携・協力のもとに行っており、各家庭に配付する献立表にアレルギー表示をするとともに、必要に応じて原材料の詳細を提示します。また、牛乳・乳製品や小麦粉によるアレルギーの場合には、個別の対応を行います。 ●食材の放射性物質検査を行い、保護者の理解を得ながら、給食における地産地消を推進し、食育体験活動を通して生産・流通等を知ることから、食に関わる人たちへの感謝の気持ちを育みます。 ●献立の工夫により、給食の食物残渣の減量を図るとともに、今後リサイクルに取り組むための調査等を行います。	1—29	

市食育推進計画「施策の展開」見直しに係る庁内推進会議等意見及びその調整内容(案)について

別添資料1

基本的な施策	施策の方向性	施策の展開名(現行:第1次計画)	見直し等 有・無	見直し(案)		事務局調整(案)	照会 様式	
				施策の展開名 新(担当課等(案))	事業概要			
					旧(現行)			新(担当課等(案))
2 学校・保育所等 における食育の 推進	(4) 高校・大学等 における食育の推進	30 1) 高校、大学等における食育推進体制の検討	有 (事務局調整)	—	県や関係機関等との連携を図りながら、高校・専門学校・短期大学・大学において、「食」に関する取組みを推進するための仕組みづくりについて検討します。	県や関係機関等との連携を図りながら、高校・専門学校・短期大学・大学において、「食」に関する取組みを推進するための仕組みづくりについて、 検討をすすめ、取組みに向けた提案等を行います。	1—30	
		31 2) 高校の授業における食育の推進	無	—	高校においては、教科(家庭科・保健体育科)や特別活動(ロングホームルーム等)により、健康を保持・増進させるための望ましい食習慣の形成や、食に関する適切な判断力を身につけられるように、食育の推進を図ります。	—	原案のとおり調整。	1—31
		32 3) 学生食堂における食育推進への支援	有 (事務局調整)	—	大学の学生食堂等において、栄養バランスの取れたメニューの提供や、地元産の食材・地域の伝統料理を取り入れたメニューの提供など、食堂の事業者等による自発的な取組みが推進されるよう、必要な情報の提供や相談を受けるなどの支援を行います。	大学の学生食堂等において、栄養バランスの取れたメニューの提供や、地元産の食材・地域の伝統料理を取り入れたメニューの提供など、食堂の事業者 及び利用者 による自発的な取組みが推進されるよう、必要な情報の提供や相談を受けるなどの支援を行います。	大学の学生食堂等において、栄養バランスの取れたメニューの提供や、地元産の食材・地域の伝統料理を取り入れたメニューの提供など、食堂の事業者 及び食堂利用者のニーズが反映される仕組みづくり が推進されるよう、必要な情報の提供や相談を受けるなどの支援を行います。	1—32
		33 4) 望ましい食生活の確立に向けた取組み	無	—	自分の手で、自分の弁当をつくることで、栄養バランスのとれた食を考える機会とし、「つくる人への感謝の気持ち」や「望ましい食生活を実践する力」をより向上させるために、「ふれあい弁当デー」と連携した取組みを推進します。	—	原案のとおり調整。	1—33
3 地域における 食育の推進	(1) 食育推進運動 の展開	34 1) 食農教育を通じた食育の推進	有	—	「食育」についてのイメージや関心を深めていただくため、農業体験や料理教室、さらには「食農フェスティバル」など、食農教育の積極的な開催により食育の普及啓発を図ります。	「食育」についてのイメージや関心を深めていただくため、農業体験や料理教室、さらには「食農フェスティバル」など、食農教育の積極的な開催により食育の普及啓発を図ります。	原案のとおり調整。	1—34
		35 2) 食育インフォメーションを通じた食育の普及啓発等	有 (事務局調整)	—	農林水産省東北農政局福島農政事務所や福島県栄養士会いわき支部との連携により、6月の食育月間を中心に毎月19日の食育デーにおいて「食育インフォメーション」を開催し、ポスター掲示、フードモデル展示、リーフレットの配布、栄養相談等により、「食事バランスガイド」を活用した栄養バランスの優れた「日本型食生活」の普及啓発を図りながら、「食」に関する情報を積極的に提示し、健全な食習慣の確立を推進します。	農林水産省東北農政局 いわき地域センター や福島県栄養士会いわき支部との連携により、6月の食育月間、毎月19日の食育デー等において「食育インフォメーション」を開催し、ポスター掲示、フードモデル展示、リーフレットの配布、栄養相談等により、「食事バランスガイド」を活用した栄養バランスの優れた「日本型食生活」の普及啓発を図りながら、「食」に関する情報を積極的に提示し、 市民自らが食育を実践することにより、健全な食習慣の確立を推進します。	農林水産省東北農政局 いわき地域センター や福島県栄養士会いわき支部との連携により、6月の食育月間、毎月19日の食育デー等において「食育インフォメーション」を開催し、ポスター掲示、フードモデル展示、リーフレットの配布、栄養相談等により、「食事バランスガイド」を活用した栄養バランスの優れた「日本型食生活」の普及啓発を図りながら、「食」に関する情報を積極的に提示し、 市民自らが食育を実践することができる環境づくりに努めるなど、健全な食習慣の確立を推進します。	1—35
		36 3) スーパーマーケット等における「食事バランスガイド」の活用等	有 (事務局調整)	—	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、外食料理店、特定給食施設等における「食事バランスガイド」の活用とヘルシーメニュー提供や栄養表示の推進を図るため、講習会等の開催や「食」に関する情報提供などを通して、食に関わる事業者等への普及啓発に取り組みます。	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、外食料理店、特定給食施設等における「食事バランスガイド」の活用とヘルシーメニュー提供や栄養表示の推進を図るため、講習会等の開催や「食」に関する情報提供などを通して、食に関わる事業者等への普及啓発に取り組みます。 また、消費者である市民が外食等においてヘルシーメニューを積極的に選択したり、栄養表示を参考に食材を選択する意識が高まるような取組みを推進していきます。	3) 食品関連事業者等における自発的な取組みの推進等 スーパーマーケット、コンビニエンスストア、外食料理店、特定給食施設等における「食事バランスガイド」の活用とヘルシーメニュー提供や栄養表示の推進を図るため、講習会等の開催や「食」に関する情報提供などを通して、食に関わる事業者等への普及啓発に取り組みます。 また、消費者である市民 に対しても、外食等におけるヘルシー志向の意識醸成や食材を選択する際、栄養表示を自発的に参考とするなど、市民の自己啓発を促すための情報発信を積極的に 行います。	1—36
		37 4) 食に関するイベント等を通じた情報の提供	有 (事務局調整)	—	食に関するイベント等において、福島県栄養士会いわき支部との連携により、パネル・食事バランスガイドのポスターの掲示、リーフレットの配布、栄養相談などを実施し、肥満やメタボリックシンドローム予防に向けた「食」に関する情報を積極的に提供します。	食に関するイベント等において、福島県栄養士会いわき支部との連携により、パネル・食事バランスガイドのポスターの掲示、リーフレットの配布、栄養相談などを実施し、肥満やメタボリックシンドローム予防に向けた「食」に関する情報を積極的に提供します。 また、生活習慣病の予防や改善のための適切な食事、定期的な運動等を継続的に実践できるような取組みを推進します。	食に関するイベント等において、福島県栄養士会いわき支部との連携により、パネル・食事バランスガイドのポスターの掲示、リーフレットの配布、栄養相談などを実施し、肥満やメタボリックシンドローム予防に向けた「食」に関する情報を積極的に提供します。 また、生活習慣病の予防や改善のための適切な食事、定期的な運動等を継続的に実践できるような取組みを推進します。 「食育教室」等の開催など、食育に関連した事業の実施を通じて、「食」について学ぶ機会を積極的に提供します。	1—37
		38 5) 健康推進員の活動を通じた地域における食育の推進	無	—	いわき市健康推進員の地区活動において、家族や子ども、地域の方々との交流を図りながら、郷土料理や行事食の体験等により、日本型食文化を次世代へ伝承するなど、市民への食育推進運動に積極的に取り組みます。	—	原案のとおり調整。	1—38
		39 6) 食育ツールを活用した継続的な食育活動の推進	無	—	食育を全市民的な継続的運動として展開していくため、市民の意識啓発と行政・学校・地域・企業など多様な主体がさまざまな活動等に活用できるような食育ツールの提供に努めます。	—	原案のとおり調整。	1—39
		40 7) 「ふれあい弁当デー」の推進	有	—	親子でふれあいながら一緒に弁当をつくることで、家族の団らんの時間や家族の味を教える時間が生まれます。また、学校・職場のみんで自分がつくった弁当を食べることで、「生きる」基本となる食について考える機会を持つことができます。 地域・家庭・学校等が連携・協力して食育を推進するために、こうした取組みを「ふれあい弁当デー」と位置づけ、市民に呼びかけを行います。	親子でふれあいながら一緒に弁当をつくることで、家族の団らんの時間や家族の味を教える時間が生まれます。また、学校・職場のみんで自分がつくった弁当を食べることで、「生きる」基本となる食について考える機会を持つことができます。 地域・家庭・学校等が連携・協力して食育を推進するために、こうした取組みを「ふれあい弁当デー」と位置づけ、市民に呼びかけ を行い、弁当を通じた正しい食生活が実践できるよう支援します。	原案のとおり調整。	1—40

市食育推進計画「施策の展開」見直しに係る庁内推進会議等意見及びその調整内容(案)について

別添資料1

基本的な施策	施策の方向性	施策の展開名(現行:第1次計画)	見直し等 有・無	見直し(案)		事務局調整(案)	照会 様式	
				施策の展開名 新(担当課等(案))	事業概要			
					旧(現行)			新(担当課等(案))
3 地域における食育の推進	(2) 食育推進に係る人材の育成・支援	41 1) 「食育サポーター研修会」の開催	有 (事務局調整)	—	食育に関心のある市民の方々を対象に「食育サポーター研修会」を開催し、調理実習や農業体験、体験型食育セミナーなど、各種イベントでのサポーターの活動を広め、食育の推進に取り組みます。	食育に関心のある市民の方々を対象に 研修会を開催し、食に関する正しい情報を提供し、調理実習や効果的な運動を学ぶなど、ボランティアとして活動を推進していくリーダーを養成し、食育の推進に取り組みます。	1) 食育に関連した研修会等の開催 食育に関心のある市民の方々を対象とした 研修会等の開催を通じて、食に関する正しい情報や調理実習等の効果的な実施方法等について学ぶ機会を提供するなど、各種イベントにおいて、サポーターとして活動する人材を養成するための取り組みを推進します。	1—41
		42 2) 食に関するボランティア活動等への支援	無	—	いわき市健康推進員協議会など、食に関するボランティア活動等を行う各種団体等に対して、研修及び活動に対する助言等の支援を行います。	—	原案のとおり調整。	1—42
		43 3) 専門知識を備えた人材の活用	無	—	おいしく楽しく食べるコツを推進するため、「食事バランスガイド」の活用と実践ができるよう、「食育」を担うそれぞれの専門分野の知識を備えた人材の活用を図ります。 また、地域社会で暮らすすべての人材を対象として、多様な「食育」の推進を図っていくため、飲食店などでの健康に配慮したメニューや商品提供への支援が行えるよう、専門的知識を備えた人材の活用を図ります。	—	原案のとおり調整。	1—43
	(3) 関係団体・事業者の連携による食育の推進	44 1) 生産者による食育機会の拡大	無	—	農業者の運営する観光農園や農業体験教室、直売所等に対するPR活動支援を行うなど、生産者自らが食育体験機会を増やせるよう促します。	—	原案のとおり調整。	1—44
		45 2) 農林水産業分野における総合的な食育の展開	無	—	生産者、農業・水産業団体、流通業者など、農林水産業分野における各主体が連携し、健康情報の提供も併せて食育活動を総合的に展開しながら、野菜や魚の摂取増加などに向けて、効果的な食育の推進に努めます。	—	原案のとおり調整。	1—45
		46 3) 外食産業等による食育の展開	有 (事務局調整)	—	外食産業等においては、栄養バランスの優れた食事の提供のほか、「食事バランスガイド」等の活用による食育の普及啓発や、地元産食材の利用などによる地産地消の推進に努めます。	外食産業等においては、栄養バランスの優れた食事の提供のほか、「食事バランスガイド」等の活用による食育の普及啓発や、 カロリー等の栄養表示に関する情報提供 、地元産食材の利用などによる地産地消の推進に努めます。	外食産業等においては、栄養バランスの優れた食事の提供のほか、「食事バランスガイド」等の活用による食育の普及啓発や、 カロリー等の栄養表示に関する情報提供、さらには、地元産食材の利用などによる地産地消の推進に努めます。	1—46
		47 4) 食品関連事業者等による食育の展開	無	—	食品の製造・加工・流通・販売などを行う事業者は、食品の安全性の確保や適正な栄養成分表示等を行うとともに、安定した供給体制の構築に努めます。 また、インダストリーツーリズム(職場体験活動)等の機会の提供に努めます。	—	原案のとおり調整。	1—47
		48 5) 地域活動団体における食育の推進	無	—	地域づくり団体、子ども会、PTA活動等における伝統料理・行事食の提供や地元産の食材の活用を図るなどの食育に関する取り組みを支援します。	—	原案のとおり調整。	1—48
		49 6) ボランティア・NPO団体等のネットワークづくり	有	—	食に関するボランティア活動等を行っている各種団体の取組みを推進するとともに、相互に連携・協力することができるよう、「いわき市市民活動ガイドブック」や「いわき市民活動情報サイト」など、さまざまな媒体を活用した情報交換や情報提供に努めます。	食に関するボランティア活動等を行っている各種団体の取組みを推進するとともに、相互に連携・協力することができるよう、「いわき市市民活動ガイドブック」や「いわき市民活動情報サイト」など、さまざまな媒体を活用した情報交換や情報提供に努めます。	原案のとおり調整。	1—49
		(4) 職場における食育の推進	50 1) 健康診査等を通じた普及啓発	有	—	職場における健康診査時等において、勤労者の健康状態に応じた栄養指導や運動指導の充実を図るなど、各職場の実情に応じた食育の普及啓発運動を展開します。	職場における健康診査時等において、勤労者の健康状態に応じた栄養指導や運動指導の充実を図るなど、各職場の実情に応じた食育の 情報提供や普及啓発運動の展開を促進します。	原案のとおり調整。
	51 2) 社員食堂等における食育の推進		無	—	職場における食堂等は、実際に勤労者に対して食事を提供する重要な役割を担っています。 そのため、栄養バランスのとれた食事の提供や地元産食材の使用、あるいは、メニューについてのカロリー等の栄養表示や食に関する情報の提供といった勤労者に対する意識啓発を図る取組みが推進されるよう、研修会の開催や施設指導等を通じて、必要な情報を提供するなどの支援を行います。 また、職場においても、「ふれあい弁当デー」と連携した取組みを推進します。	—	原案のとおり調整。	1—51
	52 3) 出前講座等を活用した食育の推進		無	—	職場における食育推進の一環として、市役所出前講座等において、「食生活指針」や「食事バランスガイド」等の普及啓発を図ります。	—	原案のとおり調整。	1—52
	53 4) 「ワーク・ライフ・バランス」の実現		無	—	各職場において、勤労者が仕事と家庭の両立を図り、家族や友人との楽しい食事の時間を確保できる「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組みが推進されるよう、必要な情報の提供などによる支援を行います。	—	原案のとおり調整。	1—53

市食育推進計画「施策の展開」見直しに係る庁内推進会議等意見及びその調整内容(案)について

別添資料1

基本的な施策	施策の方向性	施策の展開名(現行:第1次計画)		見直し等 有・無	見直し(案)		事務局調整(案)	照会 様式	
					施策の展開名 新(担当課等(案))	事業概要			
						旧(現行)			新(担当課等(案))
4 農林水産業 とのふれあい、 地産地消の 推進や食文化 の継承と振興	(1) 農林水産業の 体験・交流活動 の推進	54	1) 農林水産業の体験機会の創出	有 (事務局調整)	—	消費者をはじめ、小中学生に対する農業・林業・水産業さらには農村・漁村等の果たしている役割について理解を促すため、「わくわくアグリ教室」や「いわき産農産物を使った料理教室」など、農漁業体験教室の開催を通じた農林水産業の体験機会を創出します。	消費者をはじめ、小中学生に対する農業・林業・水産業さらには農村・漁村等の果たしている役割について理解を促すため、「 わくわくアグリ教室 」や「 いわき産農産物を使った料理教室 」など、農漁業体験教室の開催を通じた農林水産業の体験機会を創出します。	消費者をはじめ、小中学生に対する農業・林業・水産業さらには農村・漁村等の果たしている役割について理解を促すため、「 地元で生産された農産物を使った料理教室 」や「 地域に伝わる伝統料理に関する料理教室 」など、農漁業体験教室の開催を通じた農林水産業の体験機会を創出します。	1—54
		55	2) 農林水産業の理解の促進	無	—	小学生における総合的な学習の時間の活用等、さまざまな機会をとらえ、本市の農林水産業の理解を促進するとともに、農林水産業の重要性等について市民の理解を深めるための食農教育の機会の創出に努めます。	—	原案のとおり調整。	1—55
		56	3) 消費者と生産者の交流の場の創出	無	—	農産物等の直売施設に対する支援や、農林水産業の現場からの情報発信に努め、消費者と生産者の交流の場の創出に努めます。	—	原案のとおり調整。	1—56
		57	4) 教育ファームの推進	無	—	食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要です。自然の恩恵や食に関わる人々のさまざまな活動への理解を深めるとともに、「食」についての意識を高めることを目的として、学校・J・A・地元受入農家等との連携のもと、「農業ふれあい講座」や「田んぼの学校」などの農林漁業体験学習の取組みを推進します。	—	原案のとおり調整。	1—57
	(2) 地産地消の推進	58	1) 直売施設のPR機会の創出	無	—	地産地消の原点であり、「顔の見える農林水産水産物」のさらなる推進を図るため、「農産物直売所マップ」などの作成・配布・さらには、ホームページへの掲載など、あらゆる機会を通じて本市農産物等直売施設のPRを図ります。	—	原案のとおり調整。	1—58
		59	2) 市産品のPRと地産地消の推進	無 ↓ 有 (事務局調整)	—	本市農林水産物のPRを図るため、各種イベントや「いわきブランド農産物通信」など情報誌における農林水産物や農産加工品の紹介、さらには市内消費者、量販店等に本市農産物の優位性を積極的にPRし、地産地消の推進を図ります。	—	本市農林水産物のPRを図るため、各種イベントや「いわきブランド農産物通信」など情報誌における農林水産物や農産加工品の紹介、さらには市内消費者、量販店等に本市農産物の優位性を積極的にPRし、地産地消の推進を図ります。 また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の農作物等への影響により、本市農林水産物を取り巻く社会情勢は、ますます厳しいものとなっていることから、消費者の信頼回復に向け、継続した検査体制の構築と迅速な結果公表に努めるとともに、「見せます」いわき情報局」などの広報媒体を活用した情報提供や各種事業の開催を通じた、正確な知識と理解を深める機会の提供など、風評被害払拭に向けた取り組みを積極的に実施しながら、地産地消の推進を図ります。	1—59
		60	3) 若い世代への日本型食生活の定着化	無	—	栄養バランスのとれた米を中心とした日本型食生活の定着を目指し、「いわき産農産物を使った料理教室」等、調理技術講習会の開催をはじめ、「いわきの農産物を使った健康レシピ集」等の作成・配布などを通じて、若い世代を中心に日本型食生活に対する理解を促進する機会を創出します。	—	原案のとおり調整。	1—60
		61	4) 旬の食材の安定的な供給	無	—	季節を感じ、また、地産地消を一層推進するため、一番おいしい時期に収穫される“旬”の食材が安定的に供給できるような仕組みや技術等の構築について調査・研究を進めます。	—	原案のとおり調整。	1—61
	(3) 食文化の継承 と振興	62	1) 地域の人材の活用による伝統料理の継承	有 (事務局調整)	—	地域の人材(農林業者・漁業者)の指導による地産地消を基本とする伝統料理・行事食教室を開催し、食の楽しさや旬の豊富な食材、食文化の理解を促進します。また、地域の伝統料理を題材とした料理コンテストなど、伝統食を味わう機会を設けるとともに、優れた伝統料理は、地域の拠点施設でのメニュー化等を検討します。	地域の人材(農林業者・漁業者)の指導による地産地消を基本とする伝統料理・行事食教室を開催し、食の楽しさや旬の豊富な食材、食文化の理解を促進します。 また、地域の伝統料理を題材とした料理コンテストなど、伝統食を味わう機会を設けるとともに、優れた伝統料理は、地域の拠点施設でのメニュー化等を検討します。	地域の人材(農林業者・漁業者)の指導による地産地消を基本とする伝統料理・行事食教室を開催し、食の楽しさや旬の豊富な食材、食文化の理解を促進します。また、 地域の特性を活かした 伝統食を味わう機会を設けるとともに、優れた伝統料理は、地域の拠点施設でのメニュー化等を検討します。	1—62
		63	2) 人材の育成等	無	—	地産地消を基本とする伝統食を継承するため、地域の伝統食や行事食に精通した人材の発掘に努めるとともに、その料理のレシピや歴史などを調査し、また、その料理が調理できる人材の育成に努めます。	—	原案のとおり調整。	1—63
		64	3) 日本型食生活の継承	有	—	「食育インフォメーション」や「食育教室」等を通じて、食事バランスガイドを普及するとともに、食に関する各種団体等と連携・協力しながら、あらためて日本型食生活の良さを見直し、継承する取組みを推進します。	「食育インフォメーション」や「食育教室」等を通じて、食事バランスガイドを普及するとともに、食に関する各種団体等と連携・協力しながら、 健康的で栄養バランスが優れ、地域で生産される豊かな食材を活かした日本型食生活 をあらためて見直し、継承する取組みを推進します。	原案のとおり調整。	1—64
		65	4) 子どもたちへの食文化の継承	無	—	学校、幼稚園、保育所では日本型食生活の良さ、伝統料理や行事食、地産地消などを理解できる機会を設け、子どもたちが食の伝統を守り伝えていこうとする心が育つよう支援します。その際、本市と特に交流のある秋田県由利本荘市(親子都市)、宮崎県延岡市(兄弟都市)やオーストラリア・タウンズビル市(国際姉妹都市)、中国・撫順市(友好都市)など、他の地域や外国の異なる文化の違いを認め、互いに尊重する心が育つよう配慮します。また、長い歴史の中で築き、継承してきたさまざまな食文化を、給食の準備、片付け等を通じて体感することで、あいさつなどの習慣や、食具(箸)の使い方、気持ちよく食事するためのマナーが形成できるよう支援します。これらの取組みは、食育だより等を通して、家族への普及啓発を図ります。	—	原案のとおり調整。	1—65

市食育推進計画「施策の展開」見直しに係る庁内推進会議等意見及びその調整内容(案)について

別添資料1

基本的な施策	施策の方向性	施策の展開名(現行:第1次計画)		見直し等 有・無	見直し(案)		事務局調整(案)	照会 様式	
					施策の展開名 新(担当課等(案))	事業概要			
						旧(現行)			新(担当課等(案))
5 食の安全・安心の理解と推進、環境との共生	(1) 食品の安全性に関する知識と理解の推進	66	1) 食品の安全性に関する知識の普及	無	—	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が自ら健全な食生活を実践するにあたって、正しく食の選択ができるように、食品の安全性に関する表示制度や食中毒情報等の基本的な情報について、「広報いわき」や市ホームページ等を通じて分かりやすく提供します。 ●市民に正しく食を選択していただくため、科学的知見に基づく正しい情報の発信に努めます。 ●市民が食品に関するさまざまな情報に過剰に反応し、情報に惑わされることがないように注意を喚起していきます。 	—	原案のとおり調整。	1—66
		67	2) 食品の安全性に関する理解の促進	無	—	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所出前講座や講習会等の実施などにより、市民や関係者に対して食品の安全性に関する理解の促進を図ります。 ●食品の安全性に対する市民の正しい理解を深めるため、生産者や消費者等のリスクコミュニケーション(※2)を推進します。 	—	原案のとおり調整。	1—67
		追加	3) 食品への放射性物質の影響等に関する情報提供とリスクコミュニケーションの推進	事務局追加	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ●東京電力福島第二原子力発電所の事故に伴う放射性物質汚染問題により、食品への安全・安心が不安視される中、消費者に対して、その時点における食品への放射性物質の影響等に関する情報を分かりやすく発信することが、ますます重要となっていることから、市ホームページ等を通じて、迅速かつ正確な情報提供に努めます。 ●食品への安全・安心が不安視される中、継続した検査体制の構築と迅速な結果公表による安全性の確保が重要になっています。 ●一方で、消費者が正確な情報を得てリスクを理解し、自らの判断で主体的な消費行動に結び付けることが、今後ますます重要になると考えられることから、食品への放射性物質の影響等に関する正確な知識と理解を深めようとともに、消費行動の際に、正確な自己判断ができる基礎を築く場として、市役所出前講座等により、リスクコミュニケーションの推進に努めます。 	—
	(2) 環境との共生	68	1) 環境にやさしい農業への理解促進	無	—	環境にやさしい農業の推進は、消費者の理解(虫食い野菜、不揃いな野菜等)なしではできないことから、料理教室や出前教室など、さまざまな機会を通じて広く市民への理解促進に努めます。	—	原案のとおり調整。	1—68
		69	2) 有機質肥料等の活用促進	無	—	地域における堆肥等(食べ残し、家畜糞尿、魚残渣)の有機資源の活用を広く生産者に普及させるため、堆肥供給リストの作成・配布等を行い、有機質肥料等の活用促進に努めます。	—	原案のとおり調整。	1—69
		70	3) 「もったいない」と思う気持ちの醸成	無	—	農林水産業の資料集「いわき市の農林水産業」の配布等により、生産者が苦労して作った農産物に対する感謝の気持ちを一層持っていたり、無駄なく料理する、好き嫌いを食べ残しをしないといった「もったいない」と思う気持ちの醸成に努めます。	—	原案のとおり調整。	1—70
		71	4) 循環型地域社会の形成	無	—	生ごみの堆肥化や廃食用油の燃料化など、循環型地域社会の実現を目指し、家庭や地域ぐるみでの取組みを進めるため、家庭用生ごみ処理機等の購入への補助や、市民団体・事業者が取り組むリサイクル事業・環境産業への支援、環境教育等を通じた意識の普及等に努めます。	—	原案のとおり調整。	1—71

※ 全体71施策の展開

第2次市食育推進計画策定に向けた見直しに係る 食育関連事務事業評価の方向性(案)について

1 趣旨

第2次市食育推進計画策定にあたり、第1次計画期間における課題や本市食育の推進状況などを踏まえるため、事務事業評価を行うもの。

2 概要

関係課等において実施している本市食育関連事務事業について、事業毎の個別具体的な評価(①)を行うとともに、「施策の方向性」(※ 参考資料)の観点からの総括的な評価(②)を行い、第1次計画期間における「課題」の整理及び「本市食育の推進状況」の把握を行う。

3 評価の考え方

評価は、次の2つの視点から行うこととし、評価対象事務事業については、「平成 24 年度食育関連事務事業」として、関係課等から報告を受けている事業とする。

また、評価対象期間については、第1次計画期間(平成 21～25 年度)とするが、その内、平成 21～24 年度について、事業実績に基づく評価を行うこととし、平成 25 年度は、平成 24 年度までの実績を踏まえた、今後の事業展開に係る方向性の把握を行う。

① 食育関連事務事業に係る個別評価

当該事務事業実施による本市の食育推進への効果を検証するとともに、事業実施を通して、浮き彫りとなった本市の食育推進に係る課題を整理する。

② 本市食育の推進状況に係る総括評価

第1次計画期間における本市の食育推進状況を食育関連事務事業毎の個別具体的な評価により把握することは困難であると考えられること、また、一つの事務事業の取組みが、複数の「施策の方向性」に亘る事業展開を行っているケースがあることから、「**施策の方向性**」に対する事務事業実施の有効性(施策推進に係る貢献度合いや実施の効果)の観点からの総括的な評価を行う。

4 評価手法

① 食育関連事務事業に係る個別評価

「貢献度」「有効性」「投下量」(4段階評価方式)の観点からの評価を行う。

② 本市食育の推進状況に係る総括評価

「有効性」(5段階累積評点方式)の観点からの評価を行う。

5 総合評価(事務局評価)

① 食育関連事務事業に係る個別評価

関係課等における評価を踏まえ、今後の本市食育の推進に係る課題などにて抽出を行い、その改善策を検討するなど、今後の食育推進に係る展望を見据えた実効性について、評価する。

② 本市食育の推進状況に係る総括評価

関係課等における評価を踏まえ、原則、「施策の方向性」に対する食育関連事務事業の有効性に係る評価点の単純積み上げを行い、それを事業数で除法し、「施策の方向性」毎の評価点数を算出することで、本市の食育推進状況を総括的に評価する。

また、「施策の方向性」毎に、社会情勢の変化により、特殊な要因があると想定される場合などについては、それを踏まえた上で、最終評価とする。

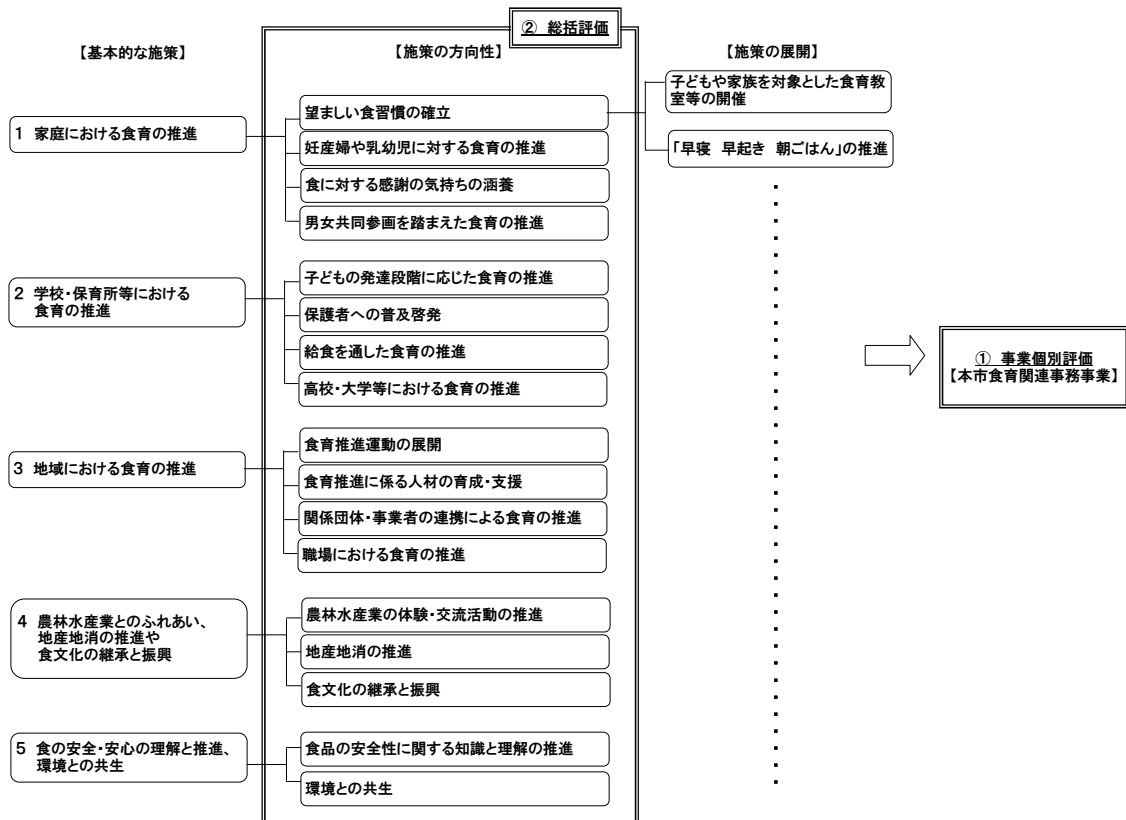
(参考資料)

《施策の方向性(施策の体系)・計画P61》

【基本理念】

食を通じて 市民一人ひとりが生涯にわたって
健やかで ころ豊かに 楽しく 生活できるまちづくり

【基本目標】



6 評価の反映

① 食育関連事務事業に係る個別評価

⇒ 事業個別評価により、浮き彫りとなった問題点や課題等については、第2次計画期間において、特に、重点的に実施すべき事項に位置づけするなど、庁内・庁外組織における共通認識として、その改善に向けた取組みについて、協議・検討を進めていくこととした。

② 本市食育の推進状況に係る総括評価

⇒ 本市の食育推進状況の把握により、推進が行き届いていないと判断される「施策の方向性」については、その方向性の推進を促すため、市モデル事業を活用するなど、新たな枠組みの創出に向けた検討を庁内・庁外組織の連携・協力の下、進めることとした。

**市食育推進計画見直しに係る
食育関連事務事業の食育推進状況等評価シート**

事務事業名	
担当部課等名	
基本的な施策	
施策の方向性	

1 事務事業概要

(1) 目的	
(2) 対象	
(3) 期間	

2 事務事業の実施状況

(1) 内容	実施実績 (H21～24 年度 実施状況)	H21					
		H22					
		H23					
		H24					
	実施予定 (H25年度)						
(2) 事業費	年度	H21	H22	H23	H24	H25	
	予算額	千円	千円	千円	千円	千円	
	実績額	千円	千円	千円	千円	千円	
(3) 成果指標	指標名①(単位)						
	年度	H21	H22	H23	H24	H25	
	目標値						
	実績値						
	達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
	指標名②(単位)						
	年度	H21	H22	H23	H24	H25	
	目標値						
	実績値						
	達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

3 事務事業等の評価

事務事業に係る個別評価	(1)-1 評価	貢献度	A ・ B ・ C ・ D			
		有効性	A ・ B ・ C ・ D			
		投下量	A ・ B ・ C ・ D			
(1)-2 評価結果	現 行 ・ 見 直 し ・ 統 合		その他 ⇒			
(1)-3 評価結果を踏まえた課題・今後の方向性						
推進状況に係る総括評価	(2)「施策の方向性」別評価 (※ 事業実施に係る「施策の方向性」への貢献度合い等)	基本的な施策	施策の方向性	該当施策 <input checked="" type="checkbox"/>	評点 (5段階)	
		家庭における食育の推進	① 望ましい食習慣の確立	<input type="checkbox"/>		
			② 妊産婦や乳幼児に対する食育の推進	<input type="checkbox"/>		
			③ 食に対する感謝の気持ちの涵養	<input type="checkbox"/>		
			④ 男女共同参画を踏まえた食育の推進	<input type="checkbox"/>		
		学校・保育所等における食育の推進	⑤ 子どもの発達段階に応じた食育の推進	<input type="checkbox"/>		
			⑥ 保護者への普及啓発	<input type="checkbox"/>		
			⑦ 給食を通じた食育の推進	<input type="checkbox"/>		
			⑧ 高校・大学等における食育の推進	<input type="checkbox"/>		
		地域における食育の推進	⑨ 食育推進運動の展開	<input type="checkbox"/>		
⑩ 食育推進に係る人材の育成・支援	<input type="checkbox"/>					
⑪ 関係団体・事業者の連携による食育の推進	<input type="checkbox"/>					
⑫ 職場における食育の推進	<input type="checkbox"/>					
農林水産業とのふれあい、地産地消の推進や食文化の継承と振興	⑬ 農林水産業の体験・交流活動の推進	<input type="checkbox"/>				
	⑭ 地産地消の推進	<input type="checkbox"/>				
	⑮ 食文化の継承と振興	<input type="checkbox"/>				
食の安全・安心の理解と推進、環境との共生	⑯ 食品の安全性に関する知識と理解の推進	<input type="checkbox"/>				
	⑰ 環境との共生	<input type="checkbox"/>				

担当者		内線	
-----	--	----	--

市食育推進計画見直しに係る食育関連事務事業 の進捗状況等評価シート(記入要領)

《 評価の考え方 》

評価は、次の2つの視点から行うこととし、評価対象事務事業については、「平成 24 年度食育関連事務事業」として、関係課等から報告を受けている事業とする。

また、評価対象期間については、第1次計画期間(平成 21～25 年度)とするが、その内、平成 21～24 年度について、事業実績に基づく評価を行うこととし、平成 25 年度は、平成 24 年度までの実績を踏まえた、今後の事業展開に係る方向性の把握を行う。

① 食育関連事務事業に係る個別評価

当該事務事業実施による本市の食育推進への効果を検証するとともに、事業実施を通して、浮き彫りとなった本市の食育推進に係る課題を整理する。

② 本市食育の推進状況に係る総括評価

第1次計画期間における本市の食育推進状況を食育関連事務事業毎の個別具体的な評価により把握することは困難であると考えられること、また、一つの事務事業の取組みが、複数の「施策の方向性」に亘る事業展開を行っているケースがあることから、「施策の方向性」に対する事務事業実施の有効性(施策推進への貢献度合いや実施の効果)の観点からの総括的な評価を行う。

《 記入について 》

◎ 基本情報

○ 事務事業名

別紙1「平成 24 年度食育関連事務事業(所属(担当部署等)別)一覧」から選択して記入してください。

※ 原則、平成 24 年度食育関連事務事業(以下「平成 24 年度事業」という。)として、報告があった全事業を評価対象とするが、震災の影響による復興事業への転換で、かつ食育関連事業を含んでいないものと整理されているもの、また、他事業計画でその事業の進行管理等の観点から掲げられている事業については、**評価対象外(別紙1により確認)**とする。

○ 担当部課等名

対象事業の担当部課等名を記入してください。

○ 基本的な施策・施策の方向性

別紙1「平成 24 年度食育関連事務事業(所属(担当部署等)別)一覧」の施策の方向性に係る分野記号をそのまま転記してください。

※ 但し、一覧の分野記号は、平成 24 年度事業報告時のものとなっていますので、現時点で、分野記号に修正・追加の必要がある場合は、その状況に応じて記入してください。

1 事務事業概要

(1) 目的

計画の施策の推進の観点から、対象事務事業の目的を簡潔に記入してください。

<記入例>

食と子育てに関する学習の機会を提供し、正しい食事の取り方や望ましい食習慣の定着を図る。

(2) 対象

対象事務事業の実施により、効果・効用を及ぼそうとしている具体的な対象者などを記入してください。

(3) 期間

対象事務事業の「始期」を記入してください。

なお、終期設定がある事業については、「終期」も記入してください。

2 事務事業の実施状況

(1) 内容

対象事務事業の「事業実績(実施状況)(平成21～24年度)」及び「実施予定(平成25年度)」について、原則箇条書きで簡潔に記入してください。

また、平成23年度以降、震災の影響により、事業を休止等している場合については、それを踏まえた形で記入してください。

<記入例>

- 開催回数 : 10回
- 参加人数 : 200人
- 実施内容
 - ・ 食育に関する講話
 - ・ 簡単でおいしい食事づくり体験
 - ・ 幼児期の口腔に関する講話 等

(2) 事業費

対象事務事業の事業費について、把握できる範囲で平成21～24年度は「予算額・実績額」を、平成25年度は「予算額」を千円単位で記入してください。

なお、事業費の把握が困難な場合は、未記入で提出ください。

(3) 成果指標

本計画における施策の位置付けを踏まえ、対象事務事業の目標又は成果を数値で表すことができる指標について、有効と考えられるものを2つまで設定し、指標名とその単位を記入してください。

平成21～24年度は「目標値・実績値」を、平成25年度は「目標値」を分かる範囲で記入してください。

3 事務事業等の評価

《事務事業に係る個別評価》

(1)-1 評価

対象事務事業の本市の食育推進への効果を検証し、課題を整理する観点から、対象事務事業の計画の施策の推進に係る「貢献度」、「有効性」及び「投下量(予算額、人員等)」について、次の基準より合致するものを1つ選択して下さい。

○ 貢献度

- A 施策の推進に、大きく貢献している
- B 施策の推進に、期待どおり貢献している
- C 施策の推進に、概ね貢献している
- D 施策の推進に、あまり貢献していない

○ 有効性

- A 現行の事業手法により、期待された成果が得られている
- B 事業手法を見直すことにより、成果が期待される
- C 他事業との連携・統合の事業手法により成果が期待される
- D 対象事業では期待された成果を得るのは困難である

○ 投下量

- A 施策を推進する上で、最適である(現状維持)
- B 施策を推進するためには、概ね適切である(小規模な拡大の検討も必要である)
- C 施策を推進するためには、少ない(大規模な拡大が必要である)
- D 施策を推進する上で、多い(縮小すべきである)

(1)-2 評価結果

上記(1)-1の取組みの評価を踏まえ、計画の施策の推進の観点から、対象事務事業を今後どのような方向性で展開するのか、次の基準より合致するものを1つ選択してください。

区分	内容
現行	次年度(平成 25 年度)以降も、事業規模及び事業手法が変化しない 現行の事業手法が、貢献度・有効性・投下量が高い(現行の方法以外に、貢献度・有効性・投下量が向上する手法がない)と判断される場合に該当。
見直し	次年度(平成 25 年度)以降、事業規模及び事業手法の見直しが必要 事業手法の見直しにより、貢献度・有効性・投下量が向上すると見込まれる場合、また、その手法があると判断される場合に該当。
統合	次年度(平成 25 年度)以降、他の類似事業と一緒に事業展開(統合)が必要 対象事業と他の事業の目的が類似しており、統合することにより、さらなる貢献度・有効性・投下量の向上が見込まれると判断される場合に該当。
その他	※ 震災の影響など、特殊な情勢を踏まえなければならない場合については、「その他」を選択し、「(例)震災の影響により、休止や廃止」などと記入してください。

(1)-3 評価結果を踏まえた課題・今後の方向性

上記(1)-1・(1)-2の評価内容を踏まえ、対象事務事業の目的を達成するうえでの、今後の方向性や課題等があれば記入してください。

《推進状況に係る総括評価》

「施策の方向性」に対する事務事業の有効性の観点から、対象事務事業の関連する「施策の方向性」それぞれに対する貢献度合い等を次により、評価(評点)してください。

① まず、基本情報の「基本的な施策・施策の方向性」で記入いただいた項目(分野記号)を該当施策として、チェックしてください。

② 次に、対象事務事業実施の該当施策に対する貢献度合い等を③の基準により、5段階で評価してください。

※ 該当施策が複数ある場合は、それぞれの施策に対する貢献度合い等について評価してください。

③ 評価基準について

○ 有効性

※ 該当施策の推進に対する、対象事務事業実施に係る貢献度合いや実施の効果。

- 1 貢献度・効果はかなり低い。
- 2 貢献度・効果はやや低い。
- 3 貢献度・効果は認められる。
- 4 貢献度・効果はやや高い。
- 5 貢献度・効果はかなり高い。

4 担当者、内線

担当者の氏名と内線番号を記入してください。

平成24年度食育関連事務事業(所属(担当部署等)別)一覧

○継続

No.	担当部署等		H24年度事業報告時(※ 一部調整有り)			分野数	評価対象外事業
			事業名	分野記号	今後の方向性		
1	行政経営部	広報広聴課	広報紙等発行事業	A-1、C-1、D-2・3	○	4	
2	市民協働部	市民協働課	まち・未来創造支援事業 (災害復興支援事業)	C-3	廃止	1	対象外 (H22評)
3	〃	男女共同参画センター	父と子の料理教室	A-4	見直し	1	(H22評)
4	〃	〃	男女共同参画基礎講座 「これからの私を楽しむ・団塊世代のシニアライフ」	C-1	見直し	1	
5	〃	国保年金課	特定健康診査事業	C-1	見直し	1	
6	生活環境部	環境整備課	ごみ減量・リサイクル推進事業	E-2	○	1	
7	〃	〃	家庭用生ごみ処理機等普及促進事業費	E-2	○	1	(H22評)
8	保健福祉部	長寿介護課	第6次いわき市高齢者保健福祉計画(平成24～26年度)	F	○	1	対象外
9	〃	〃	介護予防二次予防施策栄養改善事業	A-1	○	1	(H22評)
10	〃	〃	配食サービス事業	A-1	○	1	
11	〃	児童家庭課	新・いわき市子育て支援計画進捗調査事業	A-1～4、B-1～3、C-1～3	○	10	対象外
12	〃	〃	食育計画推進事業	A-1・3、B-1・3、E-2	○	5	(H22評)
13	〃	〃	家庭との連携事業	A-1・2、B-1～3	○	5	(H22評)
14	〃	〃	保育所給食担当職員研修会	B-1・3	○	2	
15	〃	〃	保育所地域活動事業	A-1・3、B-1・3、D-2、E-2	○	6	
16	〃	〃	保育所食育活動(調理体験)	A-1・3、B-1・3、E-2	○	5	
17	〃	〃	保育所食育活動(野菜等の栽培体験)	A-1・3、B-1・3、D-1、E-2	○	6	
18	〃	〃	保育所食育活動(保育中の食育遊び)	A-1、B-1	○	2	
19	〃	〃	保育所食育活動(アレルギー除去食の実施)	A-1、B-1・3	○	3	
20	〃	〃	保育所食育活動(保育士の給食の喫食)	A-1、B-1・3	○	3	
21	〃	保健所総務課	『健康いわき21』推進事業	F	○	1	
22	〃	〃	『健康だより』発行事業	A-1、C-1	○	2	
23	〃	〃	障がい者歯科診療事業	F	○	1	
24	〃	保健所生活衛生課	食品安全対策事業	F ⇒ E-1	○	1	(H22評)
25	〃	保健所地域保健課	食育推進事業	C-1、F	○	2	(H22評)
26	〃	〃	出前講座「楽しく食べよう“ごはんとおやつ”」	A-1・2	○	2	
27	〃	〃	出前講座「メタボリックシンドロームとその対策 ～生活習慣病はこうして防ぐ(食習慣)」	A-1、C-1	○	2	(H22評)
28	〃	〃	いわきっ子・いきいき健やか食育教室(幼児期)	A-1～3	○	3	(H22評)
29	〃	〃	いわきっ子・いきいき健やか食育教室(学童期)	A-1・3、C-1	○	3	(H22評)
30	〃	〃	食育インフォメーション(食育月間ー6月)	C-1	○	1	
31	〃	〃	食育インフォメーション(食育の日ー毎月19日)	C-1	○	1	
32	〃	〃	特定給食施設管理指導事業	C-4	○	1	(H22評)
33	〃	〃	国民健康・栄養調査事業	F	○	1	
34	〃	〃	地域保健関係職員等研修会(栄養改善担当者研修)	C-2	○	1	(H22評)
35	〃	〃	健康推進員育成支援事業	C-2	○	1	(H22評)
36	〃	〃	健康教育(栄養・食生活)	A-1～3、B-1・2・4、C-3・4	○	8	
37	〃	〃	一時提供住宅に入居した高齢者等に対する栄養相談事業 (被災者栄養・食生活支援事業)	A-1	廃止 ⇒継続	1	
38	〃	〃	幼児むし歯予防対策事業	A-1	○	1	(H22評)
39	〃	〃	地域歯科保健推進事業	A-1、B-1	○	2	(H22評)
40	〃	〃	訪問口腔・訪問栄養指導事業	A-1	○	1	
41	〃	〃	離乳食教室	A-2	○	1	(H22評)
42	〃	〃	プレママ・プレパパクラス	A-2・4	○	2	(H22評)

平成24年度食育関連事務事業(所属(担当部署等)別)一覧

○継続

No.	担当部署等		H24年度事業報告時(※ 一部調整有り)			分野数	評価対象外事業
			事業名	分野記号	今後の方向性		
43	農林水産部	農政水産課	農業・農村復興学習体験事業	B-1、D-1・2、F	○	4	
44	〃	水産振興室	水産業振興プラン推進事業	C-3、D-3、E-1	○	3	(H22評)
45	〃	農業振興課	第二期新農業生産振興プラン推進事業費補助金(料理教室関係)	D-1~3	○	3	(H22評)
46	〃	〃	(緊急雇用)伝統農産物アーカイブ事業	C-1~3、D-2・3	○	5	
47	商工観光部	産業・港湾振興課	農商工連携推進事業	F	○	1	
48	〃	観光物産課	いわきまるとプロモーション事業	F	○	1	(H22評)
49	教育委員会	学校教育課	各学校の「食育全体計画」における食育指導の事業実施	B-1	○	1	(H22評)
50	〃	〃	「食育指導講座」の開催	B-1	○	1	(H22評)
51	〃	〃	朝食摂取率100%週間運動の実施 ⇒ 朝食を見直そう週間運動	A-1、B-1・2、F	○	4	(H22評)
52	〃	保健体育課	学校給食における廃油リサイクル	E-2	○	1	(H22評)
53	〃	〃	食の安全性・栄養に関する調査と情報の提供	F	○	1	
54	〃	〃	地産地消の取り組みと郷土料理の給食実施	D-2・3、E-1	○	3	(H22評)
55	農林水産省東北農政局	いわき地域センター	食育基本法及び食育基本計画に基づく食育推進の取り組み(食育推進運動の展開)	A-1・3、B-2・4、C-1~4、D-1~3、E-1・2	○	13	(H22評)
56	〃	〃	食育基本法及び食育基本計画に基づく食育推進の取り組み(高校・大学等における食育の推進)	A-1・3、B-2・4、C-1~4、D-1~3、E-1・2	○	13	(H22評)
57	福島県	いわき農林事務所	食農応援メニュー	D-1~3	○	3	
58	〃	〃	農業高校等連携事業フレッシュ農業ガイド講座(食農教育)	B-4、E-1	見直し	2	
59	〃	〃	「ふくしまの農育」推進事業	A-2、B-1、C-1~3、D-1~3、E-1・2	○	10	(H22評)
60	〃	いわき教育事務所	「ふくしまっ子食育推進ネットワーク事業」(庁重点)	A-1・3、B-1~4、C-2・3、D-2・3、E-1	○	11	(H22評)

179

【食育推進の施策体系に係る分野記号】

A 家庭における食育の推進

分野記号	A-1	望ましい食習慣の確立
	A-2	妊産婦や乳幼児に対する食育の推進
	A-3	食に対する感謝の気持ちの涵養
	A-4	男女共同参画を踏まえた食育の推進

B 学校・保育所等における食育の推進

分野記号	B-1	子どもの発達段階に応じた食育の推進
	B-2	保護者への普及啓発
	B-3	給食を通じた食育の推進
	B-4	高校・大学等における食育の推進

C 地域における食育の推進

分野記号	C-1	食育推進運動の展開
	C-2	食育推進に係る人材の育成・支援
	C-3	関係団体・事業者等の連携による食育の推進
	C-4	職場における食育の推進

D 農林水産業とのふれあい、地産地消の推進や食文化の継承と振興

分野記号	D-1	農林水産業の体験・交流活動の推進
	D-2	地産地消の推進
	D-3	食文化の継承と振興

E 食の安全・安心の理解と推進、環境との共生

分野記号	E-1	食品の安全性に関する知識と理解の推進
	E-2	環境との共生

F その他(分野記号:F)

※(H22評)とは、H22年度(H21年度事業対象)評価実施時の評価対象事業(あるいは関連事業)。

平成25年度「第2次市食育推進計画」策定事業スケジュール

別添資料3

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1 食育推進委員会 (庁外検討組織) 任期:H25.8.31				広報いわき 7月号 ◆ 第1回会議 7月開催	公募委員の募集 選 委員の推薦依頼等	委嘱状交付		◆ 第2回会議 11月開催	◆ 第3回会議 1月開催	◆ 第3回会議 1月開催	◆ 第4回会議 1月開催	◆ 第4回会議 1月開催	
2 庁内推進会議 (庁内検討組織)				◆ 第1回会議 7月開催	◆ 第2回会議			◆ 第3回会議 11月開催					◆ 第4回会議 1月開催
3 ワーキング グループ会議													
4 アンケート調査		調査実施 5月上旬～ (市民への照会)		結果等 の整理 ・目標値の 設定									
5 推進状況調査 (事業等評価)	事業等評価 4月上旬～ (関係課等への照会)	評価等 の整理 ・反映											
6 パブリックコメント									意見募集 12/6(金) ～12/27(金) (3週間) 広報いわき 12月号	意見等 の整理 ・反映			
7 計画書印刷													○計画書印刷 ○概要版
参考 庁内行事等 (議会等)			議会定例会 (時期未確定)	◆ 参議員選挙		◆ 市長選挙	議会定例会 (時期未確定)	平成26年度当初予算編成	議会定例会 (時期未確定)			議会定例会 (時期未確定)	